

警察手帳の取扱いに関する訓令（昭和 37 年 7 月 27 日本部訓令第 8 号）

[沿革] 昭和 43 年 12 月本部訓令第 23 号、平成 4 年 7 月第 19 号、8 年 4 月第 9 号、9 年 2 月第 1 号、12 月第 17 号、14 年 9 月第 19 号改正

（目的）

第 1 条 この訓令は、警察手帳規則（昭和 29 年国家公安委員会規則第 4 号）に基づき、奈良県警察官及び奈良県警察交通巡視員（以下「警察官等」という。）に貸与する警察手帳（以下「手帳」という。）の取扱いについて必要な事項を定めることを目的とする。

（貸与又は交換申請）

第 2 条 所属長は、手帳の貸与又は交換を必要とする事由が生じたときは、申請書（別記様式第 1 号）に写真 1 葉をちょう付して警務部警務課長（以下「警務課長」という。）に貸与又は交換の申請をしなければならない。ただし、本体及び記章交換を申請する場合においては、写真のちょう付を要しない。

（交付）

第 3 条 所属長は、前条の規定により警務課長から手帳の送付を受けたときは、速やかに被貸与者に交付するとともに、警察手帳交付結果報告書（別記様式第 2 号）を作成し、交換を要する手帳がある場合には、これを添えて警務課長に報告しなければならない。

（返納）

第 4 条 所属長は、被貸与者が奈良県警察の警察官等の身分を失ったときは、速やかに手帳を回収し、返納書（別記第 3 号様式）を付して警務課長に返納しなければならない。

（取扱い上の遵守事項）

第 5 条 警察官等は、手帳の取扱いについて、特に次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 粗略な取扱いによって遺失、盗難等のないように携帯に留意すること。
- (2) 理由のいかんを問わず、他人に貸与しないこと。
- (3) 名刺入れには、名刺 1 枚以上を入れておくこと。
- (4) 手帳には、定められたもの以外のものを挿入しないこと。

（保管）

第 6 条 所属長は、被貸与者が手帳を携帯しない場合は、別に定めるところにより、これを保管することができる。

（取扱いの指導）

第 7 条 所属長及び監督者は、随時、手帳を点検し、取扱いの適正を期するよう指導しなければならない。

(遺失等の報告)

第 8 条 警察官等は、手帳を遺失、盗難その他の事故により亡失し、又は破損したときは、その日時、場所及び遺失等の状況を遅滞なく所属長に報告しなければならない。

2 前項の報告を受けた所属長は、速やかにその状況を調査し、必要な処置をした上、警察手帳亡失（破損）事故報告書（別記第 4 号様式）に関係書類を添えて警察本部長に報告しなければならない。

(簿冊)

第 9 条 警務課長は、警察手帳台帳（別記第 5 号様式）を備え付け、手帳の貸与、交換又は返納の都度整理しなければならない。

附 則

この訓令は、昭和 37 年 7 月 27 日から施行する。

附 則 (昭和 43 年 12 月 15 日本部訓令第 23 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年 7 月 1 日本部訓令第 19 号)

この訓令は、平成 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 4 月 5 日本部訓令第 9 号抄)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 8 年 4 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 2 月 5 日本部訓令第 1 号)

この訓令は、平成 9 年 2 月 5 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 22 日本部訓令第 17 号)

この訓令は、平成 9 年 12 月 22 日から施行する。

附 則 (平成 14 年 9 月 27 日本部訓令第 19 号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

2 奈良県警察交通巡視員手帳の取扱いに関する訓令（昭和 46 年 1 月奈良県警察本部訓令第 2 号）は廃止する。

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

| | |
|-----------|--|
| F . N o . | |
| 保存期間 | |

第 号
平成 年 月 日

警務部警務課長 殿

(所 属 長)

警察手帳貸与 (交換) 申請書

| | |
|--------------------------------------|-------------|
| 被貸与者の階級 氏名 (漢字) (ヘボン式ローマ字) | |
| 手帳番号 | |
| 貸与 (交換) 品 | 一式 本体 証票 記章 |
| 申請理由 | 写真貼付欄 |
| | |

別記様式第3号(第4条関係)

| | |
|-----------|--|
| F . N o . | |
| 保存期間 | |

第 号
平成 年 月 日

警務部警務課長 殿

(所 属 長)

警察手帳返納書

| | |
|---------------|--|
| 返納者の階級 氏 名 | |
| 手帳番号 | |
| 返納理由 | |

別記様式第4号(第8条関係)

| | |
|-----------|--|
| F . N o . | |
| 保存期間 | |

第 号
平成 年 月 日

警務部警務課長 殿

(所 属 長)

警察手帳亡失(破損)事故報告書

| | |
|-------------------|-------|
| 亡失(破損)者の階級 氏 名 | |
| 手 帳 番 号 | |
| 貸 与 年 月 日 | 年 月 日 |
| 事 故 日 時 | 年 月 日 |
| 事 故 の 場 所 | |
| 事 故 の 状 況 | |
| 事 後 の 処 置 | |